

幕住防環第179号

令和3年2月15日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2

氏 名 有限会社タナベ

代表取締役 田邊 宏

令和3年2月2日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義 

記

| | | |
|---------------------|-------------------|---|
| 事業の範囲 | 収集・運搬・中間処理・最終処分の別 | 収集・運搬 |
| | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（ボサ・伐根等） 家庭系一般廃棄物（遺品等） |
| 営業所の所在地及び名称 | | 帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社タナベ |
| 許 可 期 間 | | 令和3年 2月24日から 令和5年 2月23日まで |
| 一般廃棄物の収集を行うことができる区域 | | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する区域 （幕別町全域（令和4年3月31日までは忠類地域を除く）） |
| 許可条件 | 収集した廃棄物の搬入場所 | 河東郡音更町字上然別西4線100番1 アスリー株式会社 中間処理施設 帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市空港南町南11線西32番1外4筆 山口重機有限会社 南町処理場 |
| | その他 | ① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集車に番号を表示すること |